

2023年10月11日制定

2025年8月18日改訂

鳴り分けナンバーサービス利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、当社が別途定めるワイドスターⅢサービス契約約款（以下「契約約款」といいます。）のほか、この「鳴り分けナンバーサービス利用規約」（以下「本規約」といい、以下契約約款と本規約を併せて「本規約等」といいます。）を定め、本規約等により「鳴り分けナンバーサービス」（契約約款に定める「鳴り分けナンバーサービス」をいい、以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第1条 （規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に契約約款とともに適用されます。本規約等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第2条 （用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。なお、本規約に定めのない用語の意味は、契約約款に定める用語の意味に従うものとします。

- ① ワイドスターⅢ契約： 契約約款に定めるワイドスターⅢ契約をいいます。
- ② ワイドスターⅢ契約者： 契約約款に定めるワイドスターⅢ契約者をいいます。
- ③ 利用契約： 当社から本サービスの提供を受けるための本規約等に基づく契約をいいます。
- ④ サービス契約者： ワイドスターⅢ契約者のうち、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- ⑤ 本サービスサイト： 本サービスに関する情報を掲載したNTTドコモビジネス株式会社のインターネットウェブサイト<<https://www.ntt.com/business/services/widestar3.html>>（当該URL配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
- ⑥ 対応端末： ワイドスターⅢの契約者回線に接続できる自営端末設備であって、当社が

別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。

⑦ 主電話番号： 契約約款に定める契約者識別番号をいいます。

⑧ 付加番号： 本サービス契約時に当社が付加する番号をいいます。

第3条 （本サービスの内容等）

(1) 本サービスは、次の各号に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおとします。なお、対応端末の種別、サービス契約者の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。

① 主電話番号とは別に着信専用の付加番号を付与することができる機能

② 付加番号に対し着信があった際に対応端末に接続されたアナログ電話機、FAX 機で知らせる機能。

(2) 付加番号は 1 回線あたり 1 番号に限り付加できます。

(3) 付加番号へは当社が別途定める「d アカウント規約」及び「ビジネス d アカウント規約」に基づくドコモ回線 d アカウントを発行することはできません。

(4) 主電話番号と付加番号を入れ替えることはできません。

(5) 本サービスの利用には、対応端末が必要となります。

(6) 付加番号を発信者番号とする発信はできません。

(7) 付加番号に対する当社サービスの付与、設定等はできません。ただし、迷惑電話ストップサービス及び公共モード（電源 OFF）については、主電話番号の設定に従い、付加番号着信時も動作します。

(8) 付加番号での通話、通信中に主電話番号への着信は受けられません。

(9) 付加番号を端末上に表示することはできません。

(10) 当社は、技術上及び業務遂行上やむを得ない理由があるときは、付加番号を変更することがあります。その他付加番号の利用に係る条件は、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約約款第 8 条及び第 9 条の定めを準用するものとします。

(11) 当社は、サービス契約者にあらかじめ通知することなく、本サービスの内容又は仕様を変更し、それらの提供を停止又は中止することができるものとします。

第4条 （利用契約の成立）

(1) 本サービスの利用を希望するワイドスターⅢ契約者（以下「申込者」といいます。）は、本規約等の内容に同意のうえ、当社所定のワイドスターⅢ通信サービス取扱所において当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者である場合は、利用契約の申込みについて法定代理人（親権者又は未成年後見人）の事前の同意を得るものとします。

(2) 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。

(3) 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。

- ① 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがある場合とき。
- ② 申込者が未成年者である場合は、その法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意を得ている事実を当社が確認できないとき。
- ③ 申込者が第5条（禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。
- ④ 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
- ⑤ 申込者が本規約等に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
- ⑥ 主電話番号が電話番号保管されているとき。
- ⑦ 申込者が第6条（利用料金）に定める利用料金その他当社に対する債務(当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。)の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- ⑧ その他、ワイドスターⅢ契約の申込みを承諾しないことがある事由として契約約款に定める事由に該当するとき。

(4) 利用契約は、当社が第(1)項に基づく申込みに対する承諾通知を申込者に行った時点で、当該申込者と当社との間において成立するものとします。

第5条 （禁止事項）

サービス契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ① 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ② 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ③ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ④ 事実と反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- ⑤ 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑥ 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑦ 契約約款に基づきワイドスターⅢ契約者に課せられる義務に違反する行為、又はそのおそれのある行為

⑧ その他当社が不適切と判断する行為

第6条 (利用料金)

- (1) 本サービスの利用に係る料金（以下「利用料金」といいます）は、月額 550 円（税込）とします。
- (2) サービス契約者は、毎月の利用料金を契約約款に基づくワイドスターⅢ通信サービスの料金と併わせて支払うものとします。なお、利用料金の請求方法及び支払方法については、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約約款の定めを準用するものとします。
- (3) 利用契約の成立日又は終了日が月の途中の場合における、それぞれの月の利用料金は、日割計算によって算定された額とします。
- (4) サービス契約者は、利用料金その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、最大年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第 2 項に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。
- (5) 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (6) サービス契約者は、当社が利用料金その他のサービス契約者に係る債権を当社が指定する第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。

第7条 (個人情報)

当社は、本サービスの提供にあたり、申込者及びサービス契約者から取得する個人情報の取り扱いについて、当社が別に定める「NTT ドコモプライバシーポリシー」<<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>>（当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）において公表します。

第8条 (サービス契約者が行う利用契約の解約)

サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ることにより、利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続きが完了した旨をサービス契約者に通知した時点で利用契約は終了するものとします。

第9条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、規約等に違反したと当社が判断したときは、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第10条 （利用契約の終了）

- (1) サービス契約者と当社との間の本サービスに係るワイドスターⅢ契約が終了した場合又は本サービスが廃止された場合は、当該終了又は廃止の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。
- (2) 利用契約が解約その他の事由により終了した場合、終了時点以降は、本サービスをご利用いただくことはできません。なお、その後に再度利用契約を締結された場合であっても、終了時点以前に利用されていた付加番号を再度付加することはできません。

第11条 （損害賠償の制限）

- (1) 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、契約約款に定めるところに従います。
- (2) 前項の場合以外の場合において、当社がサービス契約者に対して損害賠償責任を負うときであっても、当社がサービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、かつ、本規約に定める本サービスの1か月分の料金額（サービス契約者が当該料金を無料とする施策の適用を受ける場合は、当該施策適用前の料金額とします。）を上限とします。
- (3) 当社の故意又は重大な過失により本サービス契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。

第12条 （通知）

- (1) 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - ① サービス契約者が契約約款に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - ② サービス契約者がドコモ回線 d アカウント及びドコモ回線ビジネス d アカウントの連絡先として登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - ③ サービス契約者が利用する契約約款に定めるショートメッセージ通信モード（SMS）による通知
 - ④ その他当社が適当と判断する方法
- (2) 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
- (3) 当社は、第1項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

第13条 （残存効）

利用契約が終了した後も、第7条（個人情報）、第11条（損害賠償の制限）及び第16条（契約約款の適用）の定めはなお有効に存続するものとします。

第14条 （規約の変更）

当社は、本サービスサイト上に掲載する方法によって、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめサービス契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。

- ①本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき
- ②本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

第15条 （本サービスの廃止）

- (1) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、サービス契約者に対してその旨を周知するものとします。
- (2) 当社は、前項の規定により本サービスの全部を廃止するときは、廃止の期日等をサービス契約者へ通知します。
- (3) 当社は、第1項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止したことによりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第16条 （契約約款の適用）

本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとします。

附則（2023年10月11日）

本規約は、2023年10月11日から実施します。

附則（2025年8月18日）

本規約の改訂は、2025年8月18日から実施します。